

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福岡県及び福岡市

2 構造改革特別区域の名称

福岡アジアビジネス特区

3 構造改革特別区域の範囲

福岡市の全域

並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）

4 構造改革特別区域の特性

福岡アジアビジネス特区は、アジアビジネスの拠点を目指すにふさわしい福岡の地域的・歴史的・経済的な特性を活かしながら、外国人研究者や外国人情報処理技術者などの海外の人材の活用や産学連携の促進、博多港の港湾機能強化等のための規制の特例を適用することにより、博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアでのビジネス展開を目指す国内外の企業やベンチャー企業の集積を加速することが十分可能な地域である。

(1) アジアとの強い結びつき

福岡は、朝鮮半島や中国大陸に最も近い大都市であり、例えば大阪よりも釜山が近く、また、上海は東京とほぼ同じ距離にあるといった地理的優位性を持ち、歴史的にも、大陸文化の受入窓口としての役割を果たしてきている。外国の公館・経済関係機関は、東京、大阪に次いで集積しており、アジア地域を中心に45の機関が立地している。

また、経済的にも福岡とアジアとの結びつきは強く、企業の海外進出、貿易などにおける対アジアの占める比率は高いものとなっている。この10年間における貿易取扱額の伸び率は、全国平均で約47%増であるが、福岡空港と博多港を合計した貿易取扱額の伸び率は、約89%増であり、特に、対東アジアについては約92%増と拡大しており、アジアの産業交流拠点としての発展が目覚ましい。

福岡市では、韓国・釜山広域市、シンガポールの中小企業振興を所管する政府機関、中国・青島市とそれぞれ経済交流促進に関する覚書等を締結するなど、アジア主要都市との経済交流ネットワークの具体的な構築を図っている。

さらに、平成14年7月には国の都市再生本部により「北部九州圏におけるアジア

産業交流拠点の形成」が都市再生プロジェクトとして決定されたところであり、人・もの・情報のゲートウェイ機能を活用した産業拠点の形成を目指し、海外とのビジネス機会の創出支援やシステムL S Iやバイオ、ナノ等の分野における産学官一体となったプロジェクトなどに取り組んでいる。

(2) 1, 500万人経済圏の中核地域

高速交通体系等の整備に伴い、近年は、福岡に九州・山口1, 500万人経済圏の中核管理機能がさらに集積しており、福岡を核として人・もの・情報の交流構造が構築され、九州・山口の活性化に貢献している。

また、九州は約46兆円（平成28年）の域内総生産を有し、福岡県は、その約4割を占め、九州経済の中心地として発展している。

(3) 充実した交通インフラ・博多港の国際ゲートウェイ機能

福岡は、空路、航路、新幹線、高速道路等により、九州はもとより国内の交通拠点としての役割も果たしている。また、福岡空港と博多港を玄関としてアジアをはじめ世界の都市と結ばれており、恵まれた地理的環境と良好な交通アクセスで、福岡は「アジアのゲートウェイ」となっている。

福岡空港は、国内の27都市と一日最大372便の定期航空路で結ばれているほか、世界の20都市（うちアジアの18都市）と週764便（令和2年2月現在）の定期航空路で結ばれている。

博多港は、九州・西日本の海の玄関口として機能を高めており、平成6年には九州で初めてコンテナ専用ターミナルとして香椎パークポートを供用し、平成15年9月にはアイランドシティ外貿コンテナターミナルを供用している。同港の国際コンテナ取扱量は、令和元年には年間約96万TEUとなり、過去最高となっている。国際コンテナの定期航路は、アジア、北米など世界の9か国・地域、39の主要港との間に37航路、月間202便（令和2年11月現在）が就航しており、日本海側の国内港では唯一北米などの基幹航路の寄港地となっており、九州・西日本とアジア・世界を結ぶゲートウェイとして機能している。

また、博多港は釜山への定期旅客航路を有しており、加えて中国などからさまざまなクルーズ船が寄港している。外国航路乗降人員数は、年間約161万人（令和元年）となっている。

(4) 充実した情報インフラ

高速2.4ギガビット／秒のバックボーンを誇る「福岡ギガビットハイウェイ」は、県内9都市にアクセスポイントを設置し、東京・大阪など国内主要都市にも専用回線で接続されている。

平成14年3月に運用が開始された「日韓光ケーブル」は、福岡市と釜山市を海底光ケーブルで結ぶものであり、日韓の経済交流のさらなる活発化が期待されている。

(5) 大学・研究機関等の集積

福岡市には、九州大学（現国立大学法人九州大学。以下同じ）をはじめとして福岡大学、九州産業大学、福岡工業大学、福岡歯科大学などの理工系学部を有する大学が集積しており、科学技術の研究拠点となっている。

また、これらの大学での研究成果を企業活動に反映させるべく、（公財）福岡県産業・科学技術振興財団、（公財）九州先端科学技術研究所などの産業支援機関が設置されている。

特に、IT、半導体関連企業の集積が進む同市早良区ももち地区では、大学等の研究成果を社会還元するための拠点である科学技術振興事業団のイノベーション・プラザ福岡に加え、福岡システムLSI総合開発センターにより、研究拠点としての機能が一層高まっている。

(6) IT関連産業や対事業所サービス産業等の集積

福岡市は、九州・山口地域1,500万人経済圏の中核地域であることを背景に、サービス業、特に対事業所サービス業や卸売業は九州に占めるシェアが高く、九州全体の産業を支援する機能が集積している。

また、同市早良区ももち地区の福岡ソフトリサーチパークには、日本電気、富士通、日立製作所、シティアスコム、麻生を含む約110社の情報関連企業が立地し、約5,900人の研究者や技術者などの就業者を擁する我が国における情報関連産業の一大集積地となっている。

さらに、平成31年1月には、アクセント株式会社福岡市にAIやRPAなど先端的なテクノロジーを活用して世界最高レベルの業務自動化を実現する、次世代オペレーションセンターを開設するなど、多様な情報関連企業の集積が一層高まっている。

(7) 国際会議等コンベンション

福岡市は、福岡国際会議場、マリンメッセ福岡、福岡国際センター、福岡サンパレス、福岡PayPayドーム、アクロス福岡など、多様なコンベンション形態に対応できる施設が整っており、平成9年のアジア開発銀行総会、平成12年の九州・沖縄サミット蔵相会合、令和元年のG20財務大臣・中央銀行総裁会議など重要な国際会議が開催されている。このほか、アジア各国のシンクタンクの国際会議である「福岡アジア国際会議」、アジアから世界へ向けた知の発信とデジタルアート&デザインの普及啓蒙を目的とした「アジアデジタルアート大賞」、高度道路交通システムに関するアジ

ア太平洋地域の国際会議である「第16回アジア太平洋地域ITSフォーラム」など、数々のアジア関連のコンベンション・イベントが開催されている。

また、アジアの文化・芸術・学術をテーマとして平成2年にスタートした「アジアマンス」（平成25年から「アジアンパーティ」にリニューアル）や、NPO法人アジア太平洋こども会議・イン福岡が主体となり多くの市民ボランティア等によって実施されている、地域に根付いた交流事業などにより、外国人との交流に好意的な住民意識が醸成されている。

(8)手厚いベンチャー育成システム

福岡では、「起業は福岡で、活躍は世界で」をキャッチフレーズに、ベンチャー企業と投資家などビジネスパートナーとのマッチングを行う場として「フクオカベンチャーマーケット」を開催するとともに、ビジネスプラン作成や経営・マーケティングの指導、若手起業家に対する研究開発費の助成、ベンチャー企業と大手企業の交流など、全国で最も手厚いかつユニークなベンチャー育成支援事業を実施し、数多くの成果を収めている。

(9)住みやすく働きやすい都市環境、ベストシティの評価

福岡市は、香港の週刊誌「ASIA WEEK」誌の「アジアのベストシティ」調査において、平成9年、平成11年、平成12年と第1位の評価を受けた。活気あふれる大小の商業施設・飲食店、劇場、映画館などの生活インフラ、都心の直近に存在する豊かな自然環境、主要都市と直結し充実した交通インフラなどの都市機能が総合的に評価された結果である。

また、外国人居住者が安心して教育サービスを楽しむことができるよう、インターナショナルスクールの機能充実や安心の医療サービスを楽しむ環境を整えているところがある。

(10)アジアビジネスを目指す企業活動の活発化

福岡はこれまでもアジア志向の強い企業が集積しているが、近年、東アジアの主要都市と2時間程度で結ばれている最適のロケーションや都市機能、産業政策の取組等が改めて高い評価を得つつある。平成15年1月ソニーがアジアのマネジメントを見据えた新しい社会システムの開発拠点を立ち上げるとともに大手商社が中国ビジネスの拠点としての機能を整備するなどアジアビジネスの拠点化の動きが加速してきており、あわせてアジアと日本の連携拠点として研究開発部門や営業部門を設置しようとする内外企業の動きが活発化してきている。

5 構造改革特別区域計画の意義

わが国の経済活性化を図る上で重要なことは、今後とも高い成長が見込まれるアジアとの関係を強化することである。

福岡アジアビジネス特区は、地理的、歴史的、経済的にアジアとの結びつきが強く、また、高度な学術機能や産業集積、交通・情報インフラ等を有するという福岡の地域特性を生かして日本とアジアの産業の連携拠点としての地位を確立しようとするものである。

本地区ではこれまでも、アジア諸地域との協調という視点に立って、アジアにおけるシステムLSI設計開発拠点をめざすシリコンシーベルト福岡プロジェクトをはじめ、福岡バイオバレープロジェクト、福岡ナノテクプロジェクトなど、産学官一体となった産業プロジェクトの展開や、ベンチャー企業の育成、物流機能の高度化等の取組を積極的に進めてきており、これらの取り組みは着実に実を結んできたという実績を持っている。

本計画も、「アジアとの連携による産業の発展を図る」という発想に立って策定するものであり、福岡の地域特性を最大限生かして、海外の人材の活用、創業促進、産学連携強化、港湾機能の強化等の分野における規制緩和を導入し、各種プロジェクトの加速的な推進を図るとともに、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾「博多港」において、国際水準の港湾インフラ整備やコスト・サービスの実現などにより、産業の国際競争力強化を図りながら、アジアビジネスを目指す内外企業の研究開発、営業、アジア統括、生産等の拠点の集積を促進し、「地域経済の活性化」をめざすものである。

また、「アジアと日本」、「産と学」等の壁を取り払い、「人・もの・技術・情報」の流動化による地域活性化モデルを示すことにより、「わが国の構造改革の推進」に貢献するという大きな意義を有するものである。

なお、本計画の推進に当たってはバイオ分野やIT分野での内外企業の集積を目指す、久留米アジアバイオ特区、飯塚アジアIT特区との連携を図ることにより、高い相乗効果が見込まれる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、アジアとの強い結びつき、高い学術機能や産業集積、交通インフラや情報インフラの充実等、福岡の地域特性を生かし、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾である博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアビジネスを目指す内外企業やベンチャー企業の集積（研究開発拠点、営業拠点、アジア統括拠点、生産拠点等）を促進し、もって、アジアと日本の産業の連携拠点となる特区を目指すものである。

このため、本計画では次の考え方に基づいて、各種関連事業及び特定事業を積極的に実施し、九州・西日本の経済活性化、ひいては日本経済の再生に貢献する。

(1) アジアビジネス支援機能の強化

アジアにおけるビジネス展開に関して必要なノウハウ等を蓄積、提供することで、企業の円滑なアジアビジネス展開を支援し、内外企業が福岡を活動拠点とするインセンティブを強化する。

具体的には、福岡アジアビジネスセンターによる個別コンサルティングや海外情報を提供するセミナーの実施等により、アジアと県内企業の取引等の面における支援を拡充する。

(2) アジアビジネスの人材育成

経営及び技術双方の分野におけるビジネスエキスパートの育成により、戦略的産業分野の企業を中心として人材調達を支援し、内外企業が福岡を活動拠点とするインセンティブを強化するとともにベンチャー育成の土壌とする。

具体的には、九州大学ビジネス・スクール、福岡システムLSIカレッジ、高度IT人材アカデミー等の教育システムや学校設置会社による学校設置事業等により高度人材やアジアビジネスに携わる人材の育成を図り、その他、奨学金受給決定留学生の受入れの円滑化を図る。

また、九州大学ビジネス・スクールについては、平日夜間と土曜日に授業を開講し、社会人の受講を促進するとともに、アジアのビジネス・スクールから交換留学生を受け入れることで、幅広い人材育成、人材交流の拠点形成を図る。

(3) 産学連携(研究開発)の強化

九州大学をはじめとする学術研究機関と産業界の連携を様々な形で支援することにより、企業の研究開発機能の高度化や新技術と新産業の創出を促進し、内外企業が福岡を活動拠点とするインセンティブを強化する。

具体的には、IT、バイオ、ナノ等の分野における産学官共同プロジェクトを展開し、大学の研究成果の社会還元を図る。

(4) ベンチャー育成

創業環境を整備することにより産業集積の厚みを増し、経済の相互作用を促進し、活力のある経済活動地域を目指す。

具体的には、フクオカベンチャーマーケット等の事業を実施し創業環境を整えるとともに、外国人研究者の経営活動の特例(全国展開済み)を活用する。

(5) 戦略的産業分野の育成

アジアの諸地域と伍していくために、IT(システムLSI等)、バイオ、ナノ等の先端分野の戦略的な育成・集積を図り、特区内の産業の競争力強化を図る。

具体的には、IT、バイオ、ナノ等の分野における諸事業を展開するとともに、外

国人研究者及び外国人情報処理技術者の受入れ促進に関する特例(全国展開済み)や、情報処理技術者試験の特例(全国展開済み)の活用により、先端的かつ高度な研究・開発・事業活動の促進及びIT分野を支える人材の育成を図る。

(6)アジアにおける国際ハブ港湾の形成

アジアの主要港と伍していくために、港湾機能の整備を図るとともに、より有利な条件を提示し、より多くの外貿船舶を招致し、貿易の振興を図る。

具体的には、臨時開庁手数料の軽減、税関の執務時間外通関、自動車の回送運行時における仮ナンバー表示による運行、水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や、IT活用による港湾整備を進めるとともに、既存埠頭の効率的運営と民間の経営能力を活用する特定埠頭運営効率化の推進、公有水面埋立地の所有権移転制限期間の短縮に関する特例(全国展開済み)等を活用する。

これらの取り組みを進めることにより、本区域において世界で最も成長が著しいアジアとわが国との産業連携を強化するビジネス拠点を形成する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

「学校設置会社による学校設置事業」の特定事業及び関連事業の実施により、博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアビジネスを目指す国内外の企業やベンチャー企業の集積が促進される。このことにより、九州・西日本の経済活性化が図られるとともに、その成功事例を全国に波及させることにより、我が国の経済活力増進に資することが出来る。

平成15年から平成24年まで10年間で、次の経済的社会的効果を見込んでいる。

- 国内外の企業誘致・創出 約700件
- 生産額の増加 約2,850億円
- 雇用創出 約20,600人

経済効果内訳

区 分	経済的社会的効果 (内 訳)			
	(合計)	アジアビジネス関係	港湾物流関係	重複分
国内外の企業誘致・創出	約 700件	約 700件	—	
生産額の増加	約 2,850億円	約 1,677億円	約 2,028億円	約▲855億円
雇用創出	約20,600人	約15,000人	約14,000人	約▲8,400人

※博多港に関連する産業で創出される生産額及び雇用（港湾物流関係）のうち、アジアビジネス関係と重複する産業の生産額・雇用創出分については控除している。

今後10年間で、アジアビジネス関係における国内外企業誘致・創出件数及び港湾物流関係における博多港の国際海上コンテナ取扱の増加量が一定と仮定した場合、1年あたりの経済社会的効果は上表の10%と見込まれる。なお、この場合の博多港の国際海上コンテナ取扱量は、5年後には約7万TEUの増加が見込まれる。

なお、平成25年以降の間については、上記と同様に成長総額を一定と仮定すると、1年あたりの経済的社会的効果はそれぞれの10%と見込まれる。

特定事業及び関連事業の実施後、短期間に顕在化する経済的社会的効果としては、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の雇用増加をはじめとするアジアビジネスの拠点機能の充実によって、国内外の企業の誘致が加速することが見込まれる。

「学校設置会社による学校設置事業」の規制の特例措置により、特区において専門的実務教育を行う株式会社立大学が設置されることにより、地域の教育が多様化し、既存の大学等との新たな競争や連携が図られることで、地域全体の教育の質の向上が期待できる。

また、博多港については、港湾のIT化、航路誘致や民間の24時間化を促す取り組みを行い、国際ゲートウェイ機能の強化策を実施することによって国際海上コンテナ取扱量は毎年度着実に増加し、貿易が促進されることは明らかで、これに伴う生産額及び雇用の増加が見込まれる。

8 特定事業の名称

学校設置会社による学校設置事業（816）

別 紙

1 特定事業の名称

学校設置会社による学校設置事業（８１６）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社サイバー大学

代表取締役 川原 洋

住所 福岡市東区香椎照葉三丁目２番１号

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

<事業関与主体>

株式会社サイバー大学

<事業が行われる区域>

福岡市の全域

<事業の開始日>

平成１９年４月～

<新しい事業者による事業の開始日>

平成３１年１月～

<事業により実現される行為>

株式会社サイバー大学が、大学の設置主体として、インターネットによる通信制大学を設置

大学名称：サイバー大学（C y b e r U n i v e r s i t y）

学部名称：IT総合学部 IT総合学科

学位名称：学士（IT総合学）

収容定員：４，０００名

5 当該規制の特例措置の内容

（１）規制の特例措置の必要性

産業構造の改革が求められる中、福岡市の活力ある地域経済発展を図るためには、自国・世界の文化に深い理解を持った文化関連産業や観光関連産業を支える人材や、IT技術とそれを使ったビジネスの双方に深い理解を持ったIT関連産業やコンテンツ関連産業を支える人材の育成を図り、それらの産業を振興していくことが必要である。

また、次世代を支える産業として、IT 産業やコンテンツ産業が特に注目されており、国においてもその振興のための取り組みが進められているが、ソフトウェアを中心とする IT 産業やメディアや広告・出版などのコンテンツ産業の集積する福岡市においても、今後の経済発展を支える重要な分野であり、その振興を図る必要がある。

このたび、福岡市に対して構造改革特別区域計画認定申請の依頼があった学校設置会社が設置する大学については、コンピューター・ビジネスを主な教育内容とする大学である。当該学校設置会社である株式会社サイバー大学は、ソフトバンクグループが設立した会社であり、ソフトバンクグループは、インターネットを基盤に放送、ゲーム、スポーツ、コマースなどの多岐にわたるサービス・コンテンツを提供する会社をグループ内に持っている。

当該インターネット大学は、これらのノウハウを活かし、コンピューターに関する技術とビジネスの双方に精通した IT 関連の人材を育成することを目的としており、福岡市のアジアビジネスの発展に不可欠な人材育成機能を強化するものである。また、授業の方法は、地域において教育コンテンツを開発し、インターネットを介して活用しようとするものであり、東京に比べて遅れているコンテンツを開発し、その権利を各種のビジネスにつなげていこうとする取り組みであり、福岡市におけるコンテンツビジネスの新しいモデルとして大きな期待が持てるものであり、地域のコンテンツ産業の振興に大きく役だつものと考えられる。

また、当該インターネット大学において、特色をなしているソフトバンクグループのノウハウを活かした IT 関連の専任教員が当該地域に教育拠点を設けることとなるとともに、インターネットを活用することにより、九州全域やアジアの学生を受け入れることができ、さらには、インターネットを通じて東京で活躍する一流の人材を活用ことができ、九州・アジアにおける福岡市の拠点性を大きく高め、福岡市の高次都市機能としての研究・教育機能の強化にもつながるものである。

これらのことから、この大学の設置は福岡市のアジアビジネス拠点としてのポテンシャルを大きく前進させるものであり、特例措置の適用の必要を認めるものである。

(2) 学校の経営に必要な財産の保有

現在の設置会社である株式会社サイバー大学は、平成31年1月より旧事業者のサイバーユニバーシティ株式会社から、大学事業及び学外との産学教育連携事業（教育システム及びコンテンツの販売等）を会社分割方式で承継した。大学事業については平成27年度に黒字化を達成しており、以降も在籍学生数の増加に伴って学生納付金収入を安定的に確保できている。加えて、産学教育連携事業による付随収入も堅調に伸長しており、外部金融機関からの借入も一切無く学校設置会社全体の財務状況は盤石である。

(3) 経営担当役員の知識及び経験並びに社会的信望

株式会社サイバー大学の経営陣については、ソフトバンクの経営に参画する社会的な信望が厚い人材や、大学で長年にわたり大学教育に携わってきている人材も参加することとなっており、学校設置会社として効果的な体制を有していることが認められる。

福岡市は、当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること、及び当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有することについて、履歴書とともに確認する。また、今後役員が変わる際も同様に確認するものとする。

(4) 情報公開

サイバー大学は、学校設置会社が備えるべき貸借対照表、損益計算書、事業報告書等の業務状況書類を事業年度終了後3月以内に作成し、インターネットによって容易にアクセスできるようにするとともに、学校設置会社に設置し、学生や保護者、入学を希望する者その他の関係者が閲覧・謄写を求めた場合においても対応することとしており、コンプライアンス（法令遵守等）体制の整備等、適切なコーポレートガバナンスも行われているため、学校設置会社として適切な体制であることが認められる。

なお、事業報告書の内容には、学校設置会社の役員及び株式の状況、及び学校の経営に必要な財産等の状況を含む。

(5) 転学あっせん等の必要措置とセーフティーネットの整備

万一、経営支障が生じた場合においても、経営支障が予見できた段階での学生の募集停止、募集停止後の修学保証、転入学に関する情報提供等具体的セーフティーネットの対策を取る予定である。

また、大学設置にあたり、計画策定主体として必要な責任ある対応を行うために、学生数や学生の所在地の状況も踏まえつつ、福岡市としても経営状況を把握し、万一経営に著しい支障が生じ、または生じるおそれがあると認められる場合に備え、上記内容等について学校設置会社と協定書を締結し、学生の適切な修学を維持できるよう努めている。仮にそうした事態が生じた場合には、専門の相談窓口を設け、学生から他校への転入学に関する希望を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、紹介を行うものとする。

(6) 教育環境の改善

学校設置会社において、学生の教育環境の改善に努めるものとする。